

を」そういうまつとうなことを目指している
政党があることに驚き感動し入党しました。

今、ウクライナへの侵略戦争を口実に、政
府は軍拡を進めています。五年間で四三兆円

もの軍事費を確保するため、国立病院の職員
の処遇改善や医療強化に充てる積立金も、東

日本大震災の復興税も軍事財源に流用する
「財源確保特措法案」も数の力で、衆議院で

通過しました。また、憲法九条で、武器輸出
を禁止しているのに、軍需産業支援法も作り、
軍需産業を国が支えると決めました。

テレビが流す端々に「日本も武器を持つべ
き」「防衛費の増額はしようがない」「憲法を
変えるとき」そんな軍備増強意識をあおる報
道が目立ちます。

戦争は、ゲームではない。生きている人間
を理不尽に殺すことです。島袋滋子さんの
「戦争で死ぬということ」という本がありま
す。ぜひ、読んでみてください。戦争を体験
していくなくても、想像はできます。
国の主人公である国民が「仕方がない」と

諦めたら、個人の命も人権もなくなり、戦争
への道に進みます。日本を「戦争する国にし
てはいけない」この一点で、自分ができる平
和の行動を「北から南から」広めていく時で
す。

(むとう もとみ・三条市議会議員)

運動は愛だ
共感を広げ、制度に影
響を与え、自分自身を
変える力がある

市川 勝志郎

1 障害を持つ子どもたちとの出会い

1975年、突然赴任先の障害児学校を紹
介され、戸惑ったことを思い出す。障害児教

にいがた

北から南から

育を学んできたわけではなく、美術教師として教壇にたつていた私が障害を持った子どもたちの教育ができるものか分からぬまま、高等部1年生を担任し3年間で子どもたちと一緒に卒業しようと考へていました。

教師として大きく影響を与えてくれたのが新しい絵の会と全生研（全国生活指導研究会）であった。今までの実践が障害を持つた子どもたちの教育にどのようにかかわつていけばよいのか不安であったが、目の前にいる子どもたちのことを知るには子どもたちの生活を見ることだと教えてくれたのが寄宿舎の寮母さんたちであり、校内にあつた全障研サークルの人たちでした。

全障研の「発達理論」と全生研の「障害児の集団づくり」、新しい絵の会の「障害児の美術教育」を学ぶため各団体の全国大会にも毎年出かけた。

3年間はあつという間に過ぎ去つたが、その後27年間という長き年月を障害児教育に携わり教職を終えました。

2 共同作業所つくり

1970年代は、障害が重いことで、施設入所さえもできず住宅を余儀なくされていた現状の中で家族の切実な願いは「友達が欲しい」「働く場が欲しい」などの声が「自分たちで作業所を作ろう」と、全国的に広がつていただ頃です。1977年8月6日、全国16か所の小規模作業所で「共同作業所全国連絡会（現在のきょうざれん）」を結成し、「わたしたちのめざすもの」を軸に、会員間の交流、學習、要求運動などを通じて、小規模作業所問題の解決をはじめ、障害のある人達の豊かな地域生活を支える制度つくりなどに取り組み、共同作業所づくり運動が全国に広がつっていました。

私が勤務していた新潟養護学校の重度重複の子どもたちも卒業後の進路保障が大きな課題でした。学校での集団を通じて、友達とのかかわりを持ちながら築きあげられた生活と教育の中で伸びてきた発達の芽が卒業後

に閉ざされることに、自らの手で「集団と発達を保障する場」を作ろうと「ポプラの家」を開所。民家を借りての出発でした。

3 小規模作業所と障害者自立支援法

その後、「ポプラの家」はもぐら工房に移管し、新たに「大樹」を開所したのが1993年10月6日でした。

「私たちの願いとする『仲間一人一人を大切にし、限りない発達を追い求め、一人ひとりが培つた力を精一杯發揮でき、充実した実践の場』としての大樹を立ち上げました。重いハンディを持ち、言葉はなくとも心で人々に伝える力は必ずあるはずです。一回目の出会いはすれ違い、二回目で視線が合い、三回目の出会いには人と人は、きっと挨拶をすることができると思います。焦らず、ゆっくりでいいのです。出会いの場がたくさん増えることを願いながら、今は小さな樹ですが皆さん方から水や光や栄養を分けていただいて

「大樹」に育てるために今後ともご支援ください

さるようお願い申し上げます」（通信1号）民家を借りての出発でしたが無認可作業所のため、新潟市からの補助金はわずかなものでした。

1998年、もえぎ野の地にプレハブの建物を建て、2008年「プレハブからの脱出」を願い、少ない補助金で運営しながら建築資金を積み立てることに専念し、運動を進めました。

「きょうされん新潟支部」を結成したのが2003年でした。始まつたばかりの支援費制度が予算面で早くも暗礁に乗り上げようとしていた頃です。国会では、2004年に介護保険と障害保健福祉施策との統合を断念したもの、2005年10月31日に「自立支援法」が成立しました。応能負担制度から受益負担制度への切り替えなどを中心に、問題点が際立つた自立支援法でした。その後、「出直そう！ 障害者自立支援法」の運動が全国に広がりました。

大樹にも動きが出ました。もえぎ野の地を

にいがた

北から南から

出なくてはならないことになり、現在の地を探し、そこに移転することができます。2008年に自立支援法の基盤整備費を申請し、改革。2009年には、障害者自立支援法の新体系に移行するため、社会福祉法人横越のぎくの「のぎくの家」の分場として、生活介護事業「大樹の家」となり現在に至りました。しかし、無認可作業所時代の補助金での運営から、新体系に移行し国の報酬制度になつたからといって、作業所問題は解決したことにはならない。「出直そつ！ 障害者自立支援法」の運動は、「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会」を発足させ、「この法律は憲法第13条、第14条、第25条に違反する」として、次々に司法の場に訴えるに至り、訴訟活動が始まり、2010年4月21日に14の地裁で争われた訴訟活動に勝利をもたらすことができました。「71人の勇気」が、全国各地の運動と相まって、自立支援法を廃止に追い込み、すべての障害者が、地域でいきいきと生きることを支える新しい法律づくりは、71名

の原告と国との間で基本合意書を締結した。この「基本合意」と「障害者権利条約」が運動の光となっています。

4 命に格差はあつてはならない

障害者も高齢者も

共同作業所は、障害のある人と家族、職員、関係者そして、地域の人たちとの共同の事業です。共同の事業を進めるため、「きょうされん」は、45年間「障害福祉についての法制度拡充を求める請願」を続けています。運動はまだまだ続きます。

今 大軍拵のもとで社会保障費の圧縮をと言われていますが、障害者も高齢者も誰であつても命はかけがえのないもの。命に格差はあつてはならない。公助がなく自助・共助・自己責任、勝ち組だけが我が世の春を謳歌する格差社会を生み出す新自由主義とは決別しなければなりません。

気が付けば私も80歳を超え、生きた証ができる」とを支える新しい法律づくりは、運動は愛たく共感を広げ、制度に影響を与

え、自分自身を変える力がある！」

という、心境の今日この頃です。

(いちかわ かつしろう・新潟市)

した。

「世界の雪国エリアが、太陽光にとつては、手つかずです。これからマーケットです。」

という説明には、なるほどと頷かされました。

確かに、講演に参加されたみなさんは、パネルをつけたけれど、雪国で大丈夫なのかと心配している方が多かったです。また、太陽光関連会社の方々の参加も幾人ありました。

長岡に市民電力を ながおか自然エネルギー

向後秀子

一、雪国でも太陽光発電はできる



長岡市内の会社では、

積雪を考慮した垂直パネルを駐車場の仕切りに兼用したり、自社の壁にはりつけたり（写真 ケミコン長岡株式会社）、雪国仕様のパネルの在り方を体現している会社が出てきています。

2023年3月、長岡技科大の山田昇先生から、「雪国・長岡でも十分太陽光発電はできる」という内容の講演会をしていただきました。51名の参加があり、17名の方々から、途切れることなく質問が出され、雪国の太陽光パネルについての関心の高さに驚かされました。

私たちの例会では、長岡市内的一般家庭の屋根置きパネルでの成功例が、2件報告されました。お一人は、FITT（固定価格買い取